

札幌東基署発 1203 第3号

令和2年12月3日

関係団体各位

札幌東労働基準監督署長



小売業における労働災害防止等に向けたより一層の取組について（要請）

日頃より労働基準行政の推進につきまして、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内における、令和2年11月末現在の死傷件数（休業4日以上）は、全産業で1,106件と、前年同期比2.9%の増加となっており、このうち、卸・小売業は各業種中最も多い204件と、全体の約2割を占める状況にあります。

また、災害の内容を見ますと、機械が作動した状態のまま危険箇所に手指を入れたもの、通路上に放置された商品等につまずき転倒、棚からの商品の落下によるもの等、職場（機械、施設等）の安全管理が徹底されていなかった事案のほか、商品運搬等の際に腰痛を発症させたもの、また、60歳以上の労働者（高年齢労働者）の被災割合も増加しています。

つきましては、年未年始の業務繁忙期を迎え、労働災害の多発が懸念されることから、貴団体の傘下会員事業場に対し、下記の資料を御活用いただき、労働災害防止及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けたより一層の取組について周知いただきたく要請いたします。

記

- 1 札幌東労働基準監督署管内の労働災害発生状況関係
・「業種別労働災害発生状況(令和2年11月末現在)」・・・北海道労働局HP掲載
- 2 小売業における災害防止関係

・「STOP！労働災害 ～小売業の労働災害を防止しよう～」・・・北海道労働局
HP掲載

・「小売業、飲食店、社会福祉施設の労働災害を防止しよう！労働災害を減少させた好事
例の紹介」・・・厚生労働省HP掲載

3 冬季における災害防止関係

・「北海道冬季ゼロ災運動」・・・北海道労働局HP掲載

4 高年齢労働者の災害防止関係

・「働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場づくりを進めましょ
う」・・・北海道労働局HP掲載

5 職場における新型コロナウイルス感染症予防関係

・「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリス
ト」・・・北海道労働局HP掲載

・「新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール
(例)」・・・厚生労働省HP掲載

< 担当 安全衛生課 TEL 011-894-2816 >

業種別労働災害発生状況

(令和2年11月末現在)

札幌東労働基準監督署

区分 業種別	令和2年(11月末)			令和元年(11月末)			対前年		業種 割合 (%)	令和元年(確定)		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	5	1,101	1,106	3	1,072	1,075	31	2.9	100.0	4	1,373	1,377
製造業		147	147		169	169	-22	-13.0	13.3		214	214
食料品		95	95		95	95			8.6		114	114
木材木製品		1	1		5	5	-4	-80.0	0.1		7	7
紙・パルプ					1	1	-1				3	3
窯業・土石		4	4		2	2	2	100.0	0.4		3	3
金属・機械		20	20		30	30	-10	-33.3	1.8		42	42
その他		27	27		36	36	-9	-25.0	2.4		45	45
土石採取業												
建設業	1	137	138		151	151	-13	-8.6	12.5		193	193
土木工事業	1	48	49		34	34	15	44.1	4.4		42	42
建築工事業		62	62		75	75	-13	-17.3	5.6		95	95
木造建築業		14	14		11	11	3	27.3	1.3		13	13
設備工事業		13	13		31	31	-18	-58.1	1.2		43	43
道路貨物運送業	1	156	157	1	162	163	-6	-3.7	14.2	2	192	194
道路旅客運送業	1	47	48	1	47	48			4.3	1	75	76
その他の運輸業		2	2		2	2			0.2		4	4
陸上貨物取扱業		16	16		15	15	1	6.7	1.4		21	21
林業												
農業・畜産業		8	8		12	12	-4	-33.3	0.7		18	18
卸売・小売業	1	203	204		175	175	29	16.6	18.4		222	222
医療保健業		44	44		24	24	20	83.3	4.0		32	32
社会福祉施設		102	102		83	83	19	22.9	9.2		114	114
飲食店		26	26		29	29	-3	-10.3	2.4		41	41
清掃業		80	80	1	77	78	2	2.6	7.2	1	92	93
上記以外の事業	1	133	134		126	126	8	6.3	12.1		155	155

※ 本統計は労働者死傷病報告書(休業4日以上)の集計

管轄は札幌市の5区(東区・白石区・厚別区・豊平区・清田区)、江別市、恵庭市、北広島市、当別町、新篠津村

令和2年 死亡労働災害発生状況
(令和2年11月末現在)

(発生年月日順)

札幌東労働基準監督署

No.	発生月	時刻	業種	事故の型	起因物	災害発生概況
1	2	15時台	土木工事業	はさまれ、巻き込まれ	軌道装置	放水路トンネル建設工事現場において、被災者が停止中の電気機関車のセグメント台車のところで作業中、もう1台の電気機関車が同一軌道内に進入してきたため、セグメント台車と電気機関車との間に挟まれたもの。
2	3	15時台	警備業	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	道路の補修工事が終了し、被災者は交通誘導を行いながら路上の交通規制資材の撤去作業中、一般車両にはねられたもの。
3	3	16時台	その他の卸売業	交通事故(道路)	乗用車、バス、バイク	被災者は、札幌市内の自宅から、貸与されている社有車を運転して後志管内の営業先を回っていたが、国道(片側1車線)を走行中に対向車線にはみ出し、対向してきたトラックと正面衝突したもの。
4	11	16時台	道路貨物運送業	激突され	人力運搬機	被災者は、配送先で4トントラックからロールボックスパレットの積荷(重量約300kg)をテールゲートリフターで地上に降ろし、搬入口に移動する際、地面に敷いた合板との段差によりパレットの車輪が引っ掛かり、同パレットの下敷きとなったもの。

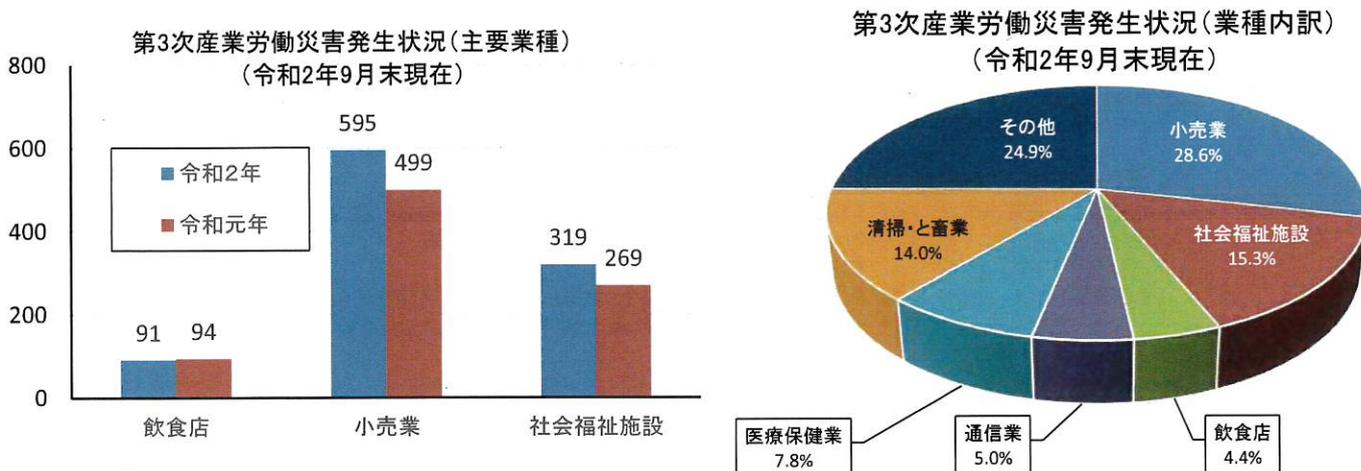
※本件事例には、脳・心臓疾患等によるものは、掲載していません。

STOP！ 労働災害

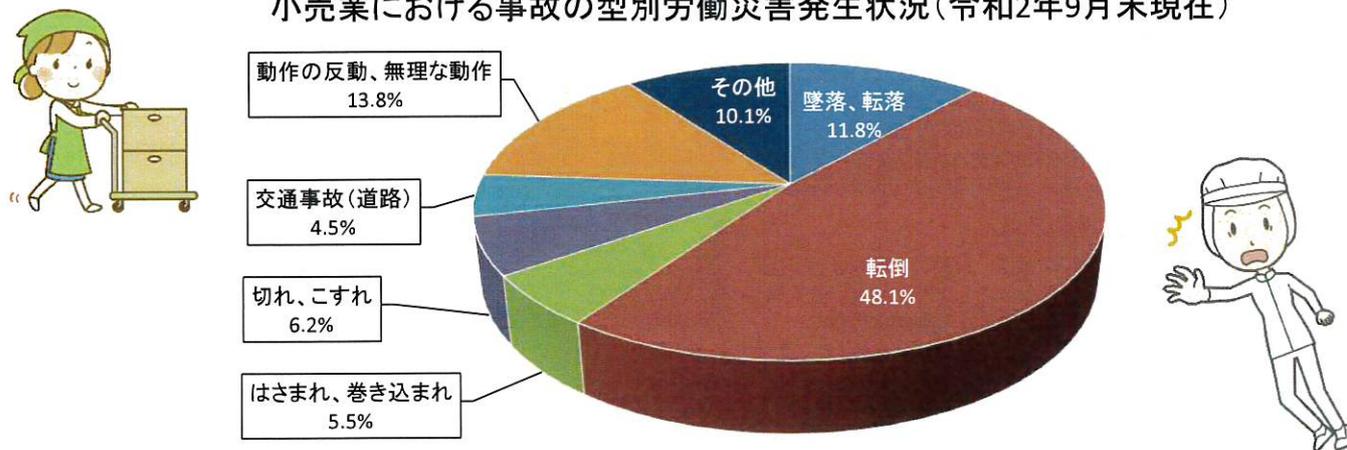
～ 小売業の労働災害を防止しよう ～

北海道における小売業の労働災害発生状況（令和2年9月末現在）は、595件と対前年同期で96件（19.2%）増加しており、第三次産業の中では最も多くを占めております。

事故の型別では、転倒（48.0%）が最も多く、次いで動作の反動・無理な動作（13.9%）、墜落・転落（11.7%）の順となっております。



小売業における事故の型別労働災害発生状況（令和2年9月末現在）



小売業の災害防止対策においては次の点に留意してください。

■ 第一に、労働災害防止意識を高める必要があります。

事業場の多くは「お客さまのための安全」とともに、「働く人のための安全」を意識した企業内教育が求められます。

■ 第二に、小売業といっても、総合スーパー、食品スーパー、ホームセンター、無店舗販売など様々な業態があり、それら業態の特性を踏まえた労働災害防止対策に取り組む必要があります。

また、小売業において最も多く発生している転倒災害については、滑り防止用・耐滑性に優れた靴の支給や機械清掃による床拭き残しをチェックする等の対策が求められます。



総合スーパー

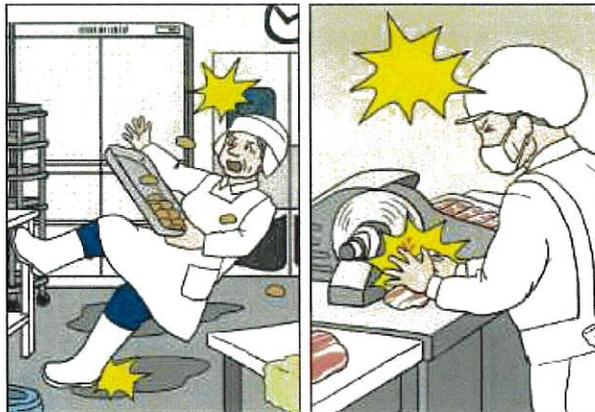
特徴

災害発生率が高い業態です。次のような様々なリスクがあり、中高年齢の女性パートタイマーの被災が多発しています。

- ・大量な荷捌き、頻繁な商品の補充、狭いバックヤード、水や油で濡れた床等に起因した転倒、腰痛、墜落等
- ・包丁等による切れ
- ・スライサー等への巻き込まれ などベテラン店員の労働災害が多く、慣れや油断等による労働災害を防止するため、安全意識を高める教育が必要です。

安全活動事例

- ・バックヤードの整理・整頓
- ・カッターではなくハサミの使用
- ・落下防止対策として陳列棚の天板はその上に物を置かせないように取り外す
- ・精肉加工、清掃でのスライサー起因災害防止のため、切削防止手袋の着用、そのマニュアル化
- ・労働災害の原因を、「作業員の不注意」としない。なぜ不注意が起きたのかを究明
- ・バックヤードにハザードマップ掲示等、各種表示による安全の見える化
- ・作業動線を考え、適切な位置に物を配置するなど、作業場の見直しによる作業効率の改善
- ・メーカー指導の下、バックヤードの業務改善等、作業性と安全性の両面を向上させる活動



食品スーパー

特徴

総合スーパーと同様、災害発生率が高い。バックヤードでの水や油で濡れた床等に起因した転倒、包丁等による切れが多く、中高年齢の女性パートタイマーが数多く被災しています。

作業は、台所仕事の延長線上と思われがちですが、食材の幅の広さ、取扱量の多さ、使用器具等に大きな違いがあります。パートタイマー等に対し、各種作業の安全教育が必要です。

安全活動事例

- ・作業の注意点、労働災害事例を盛り込んだ「労働安全のしおり」作成。雇入時や労働災害発生時の再教育等で活用
- ・入社後2～3カ月のパートタイマー対象の集合研修
- ・パートタイマー等、少人数グループによる改善活動
- ・労働災害事例を給与明細書に掲載することにより全従業員への注意喚起



ホームセンター

特徴

天井高が高いため陳列棚が高く、取扱商品が重量物で、割れ物等様々なアイテムがあるため、墜落災害、飛来・落下災害が多発しています。40代、50代の男性が数多く被災していますが、多様な商品を扱うことから商品知識が重視され、中堅男性ベテラン店員の負荷が大きいおそれがあります。彼らへの安全教育の充実が求められます。

安全活動事例

- ・カゴ車、ハンドリフトの使用法の教育
- ・フォークリフト使用上の注意を教育
- ・セーフティカッターを使用、使用時は保護手袋着用
- ・脚立使用時、ヘルメット着用の徹底
- ・毎月1人1枚、ヒヤリハット報告を義務化



ドラッグストア

特徴

狭い店舗内で高密度陳列を行い多くのアイテム数の商品を取り扱うため商品補充の頻度が高く、脚立等からの墜落災害、無理な動作による腰痛等が多発しています。また、バックヤードが狭い店が多く、在庫品を無理に積み上げやすく倒壊リスクが高まります。30代～50代の被災が多いのは、主力商品である医薬品や化粧品の販売に専門知識が必要で、このため、30代～50代の店員中心になることに由来していると考えられます。彼らに対する安全教育の充実が求められます。



安全活動事例

- ・脚立の転倒・転落防止対策→脚立に安全確認シールの貼付
- ・毎月、安全衛生委員会だよりの発行による啓発活動（STOP!! 腰痛、通勤災害、熱中症対策、労働災害の防止（脚立、カッター、腰痛、カゴ車、金庫扉等））

コンビニエンスストア

特徴

商品補充が極めて高頻度なため、店舗が狭いにも関わらず、少数の従業員が絶えず店内で作業しており、それが転倒災害の多さにつながっていると考えられます。最近はおでん、肉まん等に加え保温惣菜の取り扱いが定番化し、店内調理を売りとする店も増え、これがヤケドの多発につながっています。

労働災害の3分の1以上が、22時台～6時台の深夜・早朝時間帯に発生しており、夜間・早朝の救急対応が求められます。

労働災害防止活動は、通常、フランチャイズ本部によるマニュアル指導のため、内容は画一的となりがちで、フランチャイジー（加盟店オーナー）に対し、店舗特性に応じたきめ細やかな教育が求められます。



安全活動事例

- ・雨天時の床清掃（手順、道具等）
- ・フィールドカウンセラーによるフランチャイジー（加盟店オーナー）に対する巡回安全指導（マニュアル遵守確認、安全注意事項の伝達等）

家電・家具量販店

特徴

取扱商品が重いため腰痛等が多く、また、商品の移動には台車が必要なため、激突災害も多発しています。照明器具等のディスプレイは、高い天井に商品を配置する必要があり、墜落災害のリスクも高まります。山積みにした商品の倒壊、折りたたんで立てかけた台車等の倒壊等による災害も多発しています。

性別では男性、年代別では30代、40代の現場の第一線で働く年齢層に労働災害が多く、彼らの特性を踏まえた安全教育の充実が求められます。

安全活動事例

- ・労働災害防止用のマニュアル配布
- ・労働災害事例の全店メール配信
- ・高所作業のマニュアル整備、雇入時安全教育の充実
- ・使用後の脚立を壁に立て掛ける場合、転倒防止のためチェーンで固定
- ・バックヤードの作業床には「通路表示テープ」貼付



無店舗販売

特徴

無店舗販売の多くは、配達販売であり、交通事故が大きな課題となります。併せて、限られた時間内での配達が求められることから、焦りがもたらす激突災害も多発しています。

男性で30代、40代の被災が多く、彼らに対し交通安全教育を行うとともに、焦りは禁物を浸透させる必要があります。

安全活動事例

- ・警察による交通安全講習
- ・KYシートを使った危険予知トレーニング



業態別にみた安全上の課題

指標	総合スーパー	食品スーパー	衣料品スーパー	住生活スーパー	ディスカウントストア等	百貨店	家具・家電量販店	ホームセンター	ドラッグストア	コンビニエンスストア	無店舗販売
店舗が広い	○				○	○	○	○			
大量に商品を納入	○				○			○			
商品補充が頻繁	○	○							○	○	△
重たい商品を扱う	○				○	△	○	○			
割れ物等を扱う	○			△	○	△	△	○			
危険物等を扱う								○	○		
陳列密度が高い			○	○	○				○	○	
アイテム数が多い			○	○					○	○	△
天井高が高い	○				○	○	○	○			
複数階にわたる	○					○					
作業空間が狭い									○	○	○
包丁等を使用する	○	○									
火気・油等を扱う	○	○								○	
水の使用量が多い	○	○									
深夜営業を行う	△	○		△	△					○	
パート等が高比率	○	○	○	○	○			○		○	○
フランチャイズ店が多い				○						○	
配達を行う											○

* ○は該当するもの。△は該当するがウエイトが低い、あるいは店舗によっては該当することがあるもの。

労働災害防止には、まず、そこで働く人の安全意識を向上させるための教育が必要です。そして、具体策には、安全性とともに作業性を向上させる対策（業務改善等）が有効です。整理整頓はその代表格です。また、滑りにくい安全靴、保護手袋、保護衣等、保護具の着用、台車、ロールボックスパレット、脚立、包丁、スライサー等の正しい使い方、自動車、バイクの運転等について、安全のルールづくり、安全教育の充実等が求められます。

※リーフレットは北海道労働局のホームページからダウンロードできます。
ホーム>各種法令・制度・手続き>安全衛生関係>安全関係>
労働災害防止について>第三次産業の労働災害防止について

(出典：労働安全衛生総合研究所パンフレット)

北海道冬季ゼロ災運動

～冬季特有の労働災害を防止しよう！～

冬季において、凍結等による転倒、自動車のスリップや吹雪等による視界不良時の交通事故、除雪作業に伴う墜落災害、屋内での内燃機関、練炭ジェットヒーター等の使用による一酸化炭素中毒が発生しています。

「北海道冬季ゼロ災運動」とは、これら冬季特有の労働災害の防止に向けて事業者が行う具体的な取組事項を幅広く水平展開するものです。

労使が協力して「北海道冬季ゼロ災運動」に取り組みましょう。



取組期間 令和2年12月1日から令和3年3月31日まで

主唱者 北海道労働局・各労働基準監督署（支署）

実施者 事業者

重点災害 転倒災害、高所における除雪作業災害、交通労働災害、一酸化炭素中毒



転倒災害

事例 1

概要 死亡災害 1月 午後1時 発生
敷地内駐車場を急いで歩行中、圧雪アイスバーンの路面で滑って転倒、頭部を強打した。

防止対策

小さな歩幅で、靴の裏全体を地面に着けて急がず、ゆっくりと歩くこと。



転倒災害発生状況



事例 2

概要 休業災害 2月 午後1時 発生
店舗前の雪かき作業中、雪に足をとられ転倒、右足を強打骨折した。

防止対策

・初めて北海道の冬を経験する者に対して、雪かきの手順等の安全教育を行うこと。

こんな場所は要注意！

- 凍結路面
- 再凍結した場所
- 除雪機械等が通過した直後のつるつる路面
- 交差点の手前（横断歩道）
- 薄っすらと雪が積もった道路
- 屋外階段



北海道冬季ゼロ災運動取組内容

共通事項

- 1 経営トップが冬季ゼロ災に向けた各種対策の実施に積極的に取り組むこと。
- 2 冬季特有の要因を踏まえたリスクの見積りを行い、ハザードマップ等を作成するとともに、リスク低減措置（リスクアセスメント）を講ずること。また、作業開始前のKY（危険予知）活動、災害事例を取り入れた安全衛生教育を実施すること。
- 3 安全衛生管理体制を整備し、安全担当責任者自らが具体的な災害防止活動の管理を行うこと。
- 4 気象情報を事前に把握した上で、これに応じた作業スケジュールを計画すること。
また、大雪、低温等の警報・注意報発令時の関係者への周知徹底及び落雪のおそれや悪天候時の作業中止基準を策定すること。
- 5 寒冷な作業環境下での長時間労働は避けるほか、屋外作業においては、日照時間が短いことを考慮した作業スケジュールを設定すること。
- 6 初めて北海道の冬を経験する者に対して、冬季用の靴の使用や雪道の歩き方（小さな歩幅で、靴の裏全体を着け、走らずゆっくり歩くこと）、自動車の冬道運転等の安全教育を行うこと。

転倒災害防止対策

- 1 敷地内の安全通路を指定し、段差や凹凸、突起物、継ぎ目等のつまづく原因の改善及び除雪、滑りやすい場所における融雪剤、砂の散布、温風機の設置、滑り止めの設置等による対策を講ずること。
- 2 滑りにくい靴の着用、屋内に入る場合は、外靴に付着した靴裏の雪、水分の除去を徹底すること。
- 3 マイクロバス等での通勤時には、乗降の際に降車場所の路面状況を確認するとともに、手すり等を利用して降車すること。
- 4 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインを参考として取組を行うこと。



てんとう防止君の画像データはこのQRコードをスマホで読み取ればダウンロードできますので、PCに転送して活用願います。



北海道労働局冬季転倒災害防止イメージキャラクター
てんとう防止君

各月毎に「転倒災害ゼロ」を達成したら、てんとう防止君が持っているクローバーの該当月を緑色に塗りつぶします。クローバーすべての葉が緑色になるよう、本運動の「転倒災害防止対策」を参考に、「転倒災害ゼロ」を目指して取り組みましょう！

除雪作業に伴う墜落災害防止対策

- 1 作業開始前に除雪する屋根の形状・材質及び軒先の雪庇の状況を確認し、その作業場所に適応した安全な作業方法・作業手順を定め、親綱・ロープ等を設置するとともに、墜落制止用器具（旧安全带）を使用すること。
- 2 屋根へ昇降するためのはしごの使用については、上端及び脚部を固定する等の転位防止措置を講ずること。
- 3 屋根の雪下ろし場所周辺には立入禁止区域を設定するとともに、関係労働者以外の立入禁止措置を講ずること。

交通労働災害防止対策

- 1 冬道を運転する場合は、路面状況（圧雪・アイスバーン）、天候（吹雪・濃霧等による視界不良）に合わせた速度で走行し、十分な車間距離を確保及び早めブレーキを励行し、危険を予測しながら運転するとともに、早め出発に心がけ、余裕をもった安全運転に努めること。
- 2 運転前に冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）の摩耗の有無について点検を行い、摩耗が認められた場合には、速やかに交換すること。
- 3 走行する道路状況について、交通事故・スリップの危険場所等の情報を収集し、交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）を作成し活用すること。
- 4 道路脇に雪が高く積み上げられている交差点等の見通しの悪い場所では、車両等を発見しづらいため、徐行を心掛けること。



一酸化炭素中毒防止対策

- 1 屋内作業場等、自然換気が不十分なところにおいては、内燃機関を有する機械を使用してはならないこと。
ただし、やむを得ず使用するときは十分な換気を行うとともに、一酸化炭素濃度を継続的に測定し、作業環境を監視すること。
- 2 屋内で練炭、ジェットヒーター等を使用する場合は、関係者以外の立入を禁止するとともに、関係者が立ち入る場合は十分な換気を行い一酸化炭素濃度を測定した後でなければならないことを徹底すること。





除雪作業に伴う墜落災害

事例 1

概要 死亡災害 2月 午前12時 発生
倉庫の屋根に上がり除雪作業中、屋根から墜落したものの。

防止対策

除雪作業を開始する前に安全な作業方法・作業手順を定め、それに基づいて作業手順書を作成すること。



事例 2

概要 休業災害 3月 午後1時 発生
屋根に積もった雪を落とすため、はしごで屋根に上がる際、一段目に足を掛け上っていたところ、はしごが後方に滑り出し、墜落したものの。

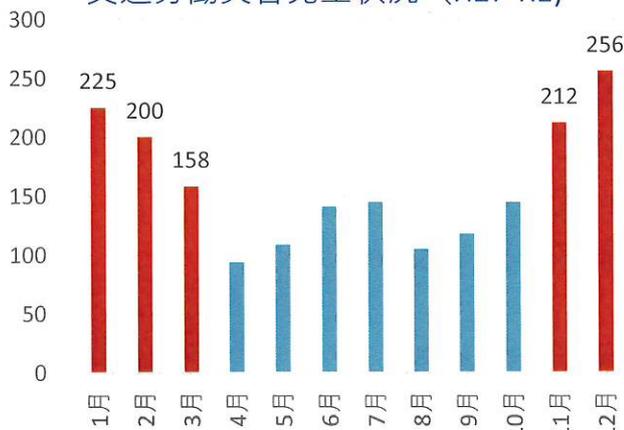
防止対策

屋根の雪下ろし作業開始前に危険予知活動等、労働者に安全教育を行うこと。



交通労働災害

交通労働災害発生状況 (H27-R1)



事例 1

概要 死亡災害 2月 午前11時 発生
社有車で下りの左カーブを走行中、凍結路面でスリップして対向車線にはみ出し、対向車線を走行中の大型トラックに正面衝突した。

防止対策

運転者は、冬道の運転について危険予知を行い余裕をもって安全運転をすること。



事例 2

概要 休業災害 2月 午後2時 発生
急にホワイトアウトに襲われ、視界不良となり、走行中对向車線をはみ出して相手車と正面衝突した。

防止対策

気象情報により警報・注意報を的確に把握し、運行計画、運行経路を変更すること。
また、走行途中で吹雪等に遭った場合には、ハザードランプを点滅して自車の存在を他車にわかるようにして、状況に応じ安全な場所へ退避すること。



一酸化炭素中毒

事例

概要 休業災害 (被災者1名) 2月 午前11時 発生
被災者が、乳牛の搾乳小屋の床をエンジン式の高圧洗浄機で洗浄していたところ、一酸化炭素中毒により意識を失い倒れたもの。

防止対策

- ・作業責任者は、作業手順書(換気方法・呼吸用保護具の使用法・作業手順・災害時の救出方法等)を作成し、労働者を指揮すること。
- ・関係労働者に安全衛生教育等を実施すること。
- ・関係場所入口等に「一酸化炭素中毒危険場所立入禁止」等の表示を行うこと。



関係者以外
立入禁止

～働く高齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場づくり を進めましょう～

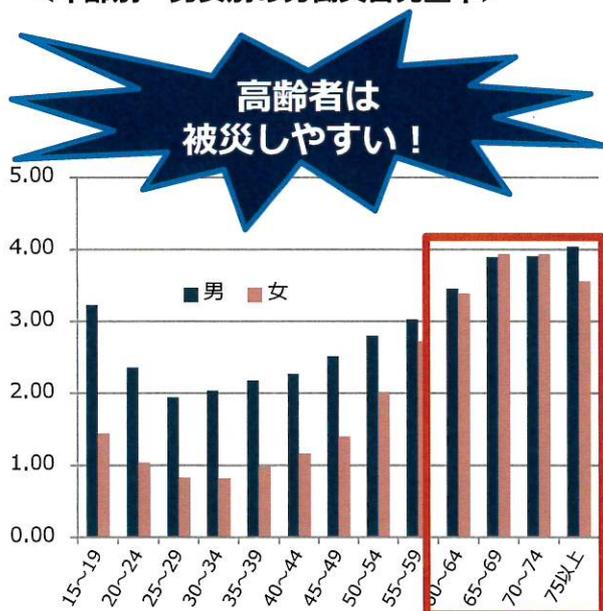
皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか？

働く高齢者が増加（60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍）

労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は1/4以上（2019年は27%）

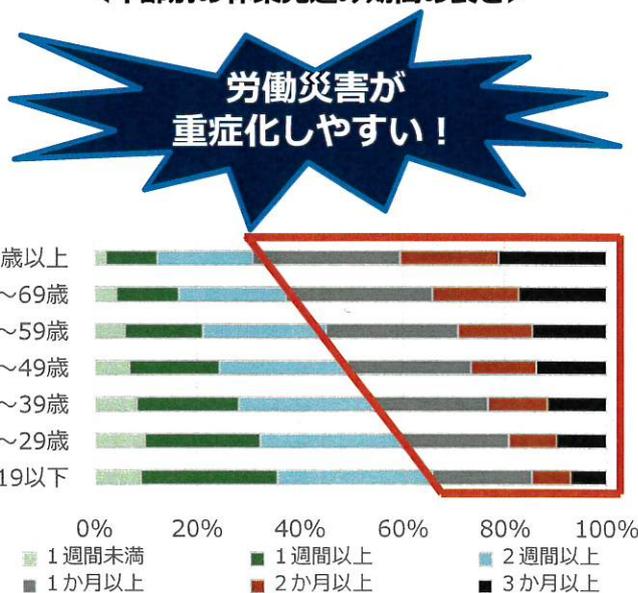
労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で高い

＜年齢別・男女別の労働災害発生率＞



※労働者1000人当たりの死傷災害（休業4日以上）の発生件数
出典：労働力調査、労働者死傷病報告（2019年）

＜年齢別の休業見込み期間の長さ＞



出典：労働者死傷病報告（2019年）



労働災害が続けば人手不足を招くおそれも…



安心して安全に働くことのできる職場づくりを！

エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を策定しました。（次ページ以降参照）

ご活用ください

高年齢労働者の安全衛生対策のための
エイジフレンドリー補助金が新設されました！
（4ページ参照）

事業者求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に取り組みましょう。

1 はじめに

- ・企業の経営トップが取り組む方針を表明し、担当者や組織を指定します
- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→

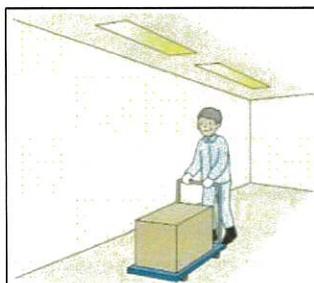


2 職場環境の改善

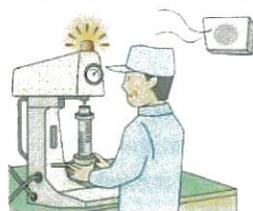
(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を行います

↓対策の例↓

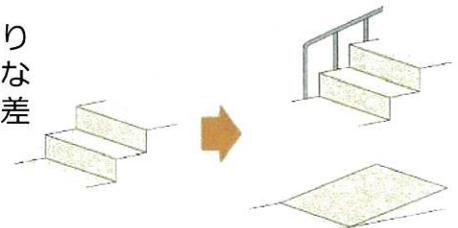


通路を含め作業場所の照度を確保する

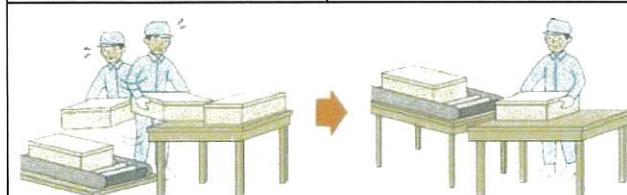


警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮

階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制



例えば戸口に段差がある時



解消できない危険箇所には標識等で注意喚起



防滑靴を利用させる

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する 等

(2) 高齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・高齢労働者の特性を考慮し作業内容等を見直します。例えば、勤務形態や勤務時間を工夫して高齢者が就労しやすくすること（短時間勤務、隔日勤務等）や、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等への配慮などがあります

3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・健康診断を確実に実施します
- ・職場で行う法定の健診の対象にならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにします

(2) 体力の状況の把握

- ・主に高齢労働者を対象とした**体力チェック**を継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの目的をわかりやすく丁寧に説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

▽注意点▽

- ・安全作業に必要な体力の測定手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルーティン化するようにします

体力チェックの一例

転倒等リスク評価セルフチェック票

1 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）
あなたの結果は cm / cm (身長) =
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
結果ノ	~1.24	1.25	1.39	1.47	1.66~
身長	~1.38	~1.46	~1.55		

② 厚位ステップテスト（敏捷性）
あなたの結果は 回 / 20秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(回)	~24	25	29	44	48~
	~28	~43	~47		

③ ファンクショナルリーチ（動的バランス）
あなたの結果は cm
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20	30	36	40~
	~29	~35	~39		

④ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1	17.1	55.1	90.1~
	~17	~55	~90		

⑤ 閉眼片足立ち（静的バランス）
あなたの結果は 秒
下の評価表に当てはめると → 評価

評価値	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1	30.1	84.1	120.1~
	~30	~84	~120		

詳しくはこちら⇒ 

身体機能計測の評価数字を
裏のレーダーシートに黒字で記入

(3) 健康や体力の状況に関する情報については、不利益な取扱いを防ぐ必要があります

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1) 個々の高齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます

(2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に合わせ、適合する業務をマッチングさせます

(3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
例えばフレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した**健康づくり活動**を行います

▽取組の例▽

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」

<https://youtu.be/9jCi6oXS8IY>

（令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作）



全国の体操動画やリーフレットの紹介(厚労省HP) →



5 安全衛生教育

- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

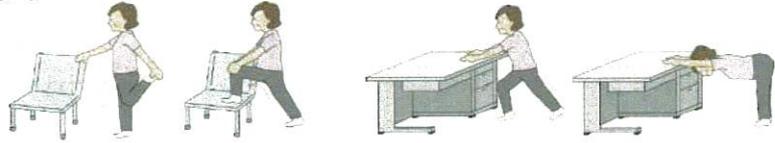
このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

労働者に求められる事項

一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むことが必要**です。体力チェック等に参加し、日頃からストレッチや軽い運動などに取り組みます

▽参考：ストレッチの例▽

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より



「エイジフレンドリー補助金」のご案内

- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。
- **中小企業事業者が対象**の補助金です

補助金申請期間 令和2年6月12日～令和2年10月末日

補助金額

補助対象：高年齢労働者のための職場環境改善に要した経費

補助率： 1 / 2

上限額： **100万円**（消費税を含む）

詳しくは
こちら→
(厚労省HP)



※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定を行います（全ての申請者に交付されるものではありません）

お問い合わせ

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
エイジフレンドリー補助金事務センター（申請関係）

☎ 03-6381-7507 ㊚ 03-6381-7508
✉ af-hojyojimucenter@jashcon.or.jp

受付時間：平日9:30～12:00、13:00～16:30
(土日祝休み)

▼高年齢者のための対策について個別に相談したいとき

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	(製造業、下記以外の業種関係)
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	(建設業関係)
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	(陸上貨物運送事業関係)
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	(林業・木材製造業関係)
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	(港湾貨物運送事業関係)

無料

65歳超雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高年齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高年齢者雇用促進に向けた取組を支援します。

相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な**相談・助言**を行っています。

- 人事管理制度の整備に関する事
- 賃金、退職金制度の整備に関する事
- 職場の改善、職域開発に関する事
- 能力開発に関する事
- 健康管理に関する事
- その他高年齢者等の雇用問題に関する事

無料

○お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<http://www.jeed.or.jp>) から確認できます。
○「65歳超雇用推進事例サイト (<https://www.elder.jeed.or.jp/>)」により、65歳を超える人事制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高年齢労働者の労働災害防止対策の情報を厚生労働省ホームページに掲載しています



職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に努めてください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1 感染予防のための体制		
	・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
	・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。(衛生管理者、衛生推進者など)	はい・いいえ
	・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・労働者が感染予防の行動を取るよう指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
	・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
	・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
	・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策		
(1) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い		
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするとき、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2) 三つの密の回避等の徹底		
	・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
(3) 日常的な健康状態の確認		
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・入社時等に、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気醸成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 一般的な健康確保措置		
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
(6) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
	・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学術学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な対策		
(1) 基本的な対策		
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善		
	・職場の建物が機械換気(空調設備、機械換気設備)の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている(ただし、温度は18℃以上に維持することが望ましいこと)。	はい・いいえ
	・職場の建物の窓が開く場合、リーフレット「冬場における『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」で推奨する方法により、居室の温度18℃以上かつ相対湿度40%以上を維持しつつ、窓を開けて適切に換気を行っている(HEPAフィルタ付き空気清浄機の適切な活用を含む)。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

項	目	確認
(3) 多くの人が密集する場所の改善		
	・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい・いいえ
	・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
	・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
	・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
	・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) 接触感染の防止について		
	・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用をできる限り回避している。共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
	・自由に着席場所を選んで仕事を行うフリーアドレスを導入する場合には、使用前後での消毒、十分な座席間隔の確保、利用状況の記録等を実施することとしている。	はい・いいえ
	・事業所内で複数の労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめにアルコール(容量%で60%以上)や界面活性剤や次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液による清拭消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(5) 近距離での会話や発声の抑制		
	・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触や近距離での会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・どうしてもマスクなしで1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
	・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(6) 共用トイレの清掃等について		
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
	・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液で手袋を用いて清拭消毒する。	はい・いいえ
	・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)	はい・いいえ
	・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい・いいえ
	・ハンドドライヤーは止め、共用のタオルを禁止している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(7) 休憩スペース等の利用について		
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにしている。	はい・いいえ

項 目	確認
・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ
・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
・社員食堂では感染防止のため、トングやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(8)ゴミの廃棄について	
・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して廃棄することとしている。	はい・いいえ
・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
4 配慮が必要な労働者への対応等	
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底と、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談を求めている。	はい・いいえ
・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者に対しては、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。	はい・いいえ
・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。	はい・いいえ
・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応	
(1)陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化	
・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2)陽性者等が出た場合の対応	
・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。	はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ

項	目	確認
	・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3)その他の対応		
	・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。	はい・いいえ
	・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
6 熱中症の予防(※暑熱作業があるなど熱中症のリスクがある場合に確認してください。)		
	・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負荷を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。	はい・いいえ
	・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあります。	はい・いいえ
	・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.11.27版

新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における 衛生上の職場の対応ルール（例）

※ この対応ルール（例）は、職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が発生した場合の対応に当たって参考となるよう、企業の取組事例を取りまとめたものです。職場の実態に応じて、ご活用ください。

※ 職場の対応ルールを定めた場合には、事業場の掲示板等に掲示するとともに、メールや社内のイントラネット等の複数の媒体で労働者に周知願います。

1 労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者（社内担当者）への報告に関すること

(1) PCR検査等を実施することが決定した段階で、速やかに所属長に報告する。また、検査の結果が判明した際には、その結果を速やかに所属長に報告する（結果が陰性であった場合も含む）。

(2) 報告を受けた所属長は、事業場の人事担当部門（新型コロナウイルス対策本部や対応窓口が設置されている場合には当該部門）に報告する。

(3) 健康情報の取扱いは、必要最小限の関係者に限るものとする。

※ 健康情報取扱規程を定めている場合には、その取扱に準じて健康情報の取扱いを行う関係者を定めることとする。

2 労働者が陽性者等であると判明した場合の保健所との連携に関すること

労働者が陽性者等であると判明した場合には、濃厚接触者の自宅待機などの保健所の指示に従うとともに、保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え、事業場ごとに保健所との窓口となる担当者を決めておく。また、陽性者等の勤務状況や在籍する部署の座席表、フロアの見取り図を準備しておく。

3 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関すること

職場の消毒等については、保健所等より指示がある場合にはその指示に従い、特段の指示が無い場合には、以下の方法によって実施する。

(1) 消毒を行う箇所

① 陽性者等の執務室

パソコン、タブレット、電話、FAX、コピー機などの電子機器、陽性者等の椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁など陽性者等が接触したと考えられる箇所

② 食堂、ロッカールーム、トイレなどの共有スペース

食堂の椅子やテーブル、会議室の椅子やテーブル、ロッカールームのドアノブや照明スイッチ、階段の手すり、トイレの便座など陽性者等が接触したと考えられる箇所

(2) 使用する消毒液及び使用方法

陽性者等の周囲の高頻度接触部位などは、消毒用アルコール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等を消毒する。陽性者由来の液体（痰、血液、排泄物など）が付着した箇所の消毒については、消毒用エタノールや0.05～0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭又は30分間浸漬する。

(3) 消毒時に使用する保護具

清掃、消毒を行う者は、手袋、マスク、ゴーグル等の眼を防護するものなどの保護具を着用する。清拭には使い捨てのペーパータオルなどを用いる。また、手袋は滅菌したものでなくても差し支えないが、頑丈で水を通さない材質のものを用いる。

(4) 消毒後の手指の衛生

消毒の実施後は、手袋を外した後に流水・石鹼による手洗い、手指消毒用アルコール等による手指の衛生を必ず行う。